

## 栃木県高等学校体育連盟普及強化活動支援事業補助金 講師謝金区分

謝金対象区分					補助対象限度額		
					¥50,000	¥30,000	¥10,000
普及強化活動支援事業	有識者	大学関係者	大学教授・準教授・講師 等	県外	○		
				県内		○	
		ドクター	スポーツドクター 等	県外	○		
				県内		○	
	指導者	著名な指導者	日本代表監督・コーチ 中央競技団体強化委員 等	県外	○		
				県内		○	
		専門指導者	地方競技団体強化委員 実業団チーム監督・管理栄養士 メンタルトレーナー 等	県外		○	
				県内			○
	選手	著名な選手	オリンピック入賞 世界選手権入賞 等	県外	○		
				県内		○	
		トップレベル選手	オリンピック代表 世界選手権代表 等	県外		○	
				県内			○

- ・原則として、事業を実施する専門部員を除くこととする。
- ・各専門部は謝金支払い時に源泉徴収の手続きを行う。また、講師に確定申告を行うように伝える。
- ・講師謝金に関して不明な点は、事前に栃木県高等学校体育連盟事務局に相談する。

※1 県外・県内の区分は、居住地又は所属チーム・登録競技団体等の所在地による。

※2 栃木県高等学校体育連盟普及強化活動支援事業費補助金の講師謝金単価は、一人の講師に1日（4時間～6時間）の指導を依頼した場合の基準とし、半日（2時間～3時間）の場合は半額とする。

なお、講師謝金単価以上を支払う場合は、各専門部が超過分を負担すること。